

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
休むが、  
日と日  
の翌日)

## 目 次

- ◇規 則 鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部を改正する規
- ◇告 示 字の区域の新設等
- 国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
- 国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
- 国民健康保険医等として登録があつたものとみなされるもの
- 被爆者一般疾病医療機関の指定
- 被爆者一般疾病医療機関の辞退
- 解除予定の保安林(二件)
- 鳥獣保護区の存続期間の更新
- 松くい虫の特別防除の実施
- 松くい虫の駆除命令(二件)
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可
- 鳥取県屋外広告物条例施行規則による家屋連担区域の指定

## 規 則

- ◇教委告示 教育委員会の招集
- ◇公 告 危険物取扱者試験の実施

鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年五月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県規則第二十四号

鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県特別医療費助成条例施行規則(昭和四十八年十月鳥取県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

別表の表中「通院」の下に「又は一月未満の入院を」を、「十八歳以上の者」の下に「(二十歳未満の者で十八歳未満において血友病の治療を受け、引き続き当該治療を受けているものを除く。)」を加える。

### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鳥取県特別医療費助成条例施行規則の規定は、昭和五十三年

四月一日以後に受けた治療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた治療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

### 告 示

#### 鳥取県告示第四百二十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、西伯町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十三年五月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

あらたに画する字の名称 大字北方字長田	同上の区域（昭和五十三年二月一日現在の地番による。） 大字北方字小丸山の全域、大字北方字道端北三二三、三一四、一一七六の一、一一八八及び一一八九、大字北方字大黒三谷東八一二の三、八一三の二、八一四、八一五及びこれらと一体をなす国有地、大字北方字篠平山八一六から八一九まで並びに大字福成字穴田二六七〇の内の一部、二六七一の一、二六七七及び二六七八
------------------------	---

変更する字の名称

同上の区域（昭和五十三年二月一日現在の地番による。）

大字北方字道端北

大字北方字道端北のうち三二三、三二四、一一七六の一、一一八八及び一一八九以外の区域

大字北方

字大黒三谷東

大字北方字大黒三谷東のうち八一二の三、八一三の二、八一四、八一五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字北方字篠平山

大字北方字篠平山のうち八一六から八一九まで以外の区域

大字福成字穴田

大字福成字穴田のうち二六七〇の内の一、二六七一の一、二六七七及び二六七八以外の区域

廃止する字の名称

大字北方字小丸山

#### 鳥取県告示第四百二十六号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年五月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
松本外科医院	米子市河崎一四一四	昭和五十三年四月十七日

鳥取県告示第四百二十七号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年五月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
松本外科医院	米子市河崎一四一四	全国	昭和五十三年四月十七日

鳥取県告示第四百二十八号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年五月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
山 本 正 二	鳥国薬第三七五号	昭和五十三年四月十日
山 名 忠 己	鳥国医第二、二六一号	昭和五十三年四月十三日

鳥取県告示第四百二十九号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十三年五月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
昭和五十三年四月七日	たむら薬局	鳥取市西町三丁目三一

鳥取県告示第四百三十号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第二項の規定に基づき、次のとおり被爆者一般疾病医療機関の辞退があつたので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十六条

第二項の規定により告示する。

昭和五十三年五月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

辞 退 年 月 日	名 称	所 在 地
昭和五十年二月四日	田 中 医 院	鳥取市湖山町五八二

鳥取県告示第四百三十一号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十三年五月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字中津字中津、大字神倉字丹戸、日野郡日南町新屋字土屋山一八六五の五（以上国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課、三朝町役場及び日南町役場に備え置いて従覧に供する。）

鳥取県告示第四百三十二号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十三年五月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

倉吉市蔵内字奥小いろ谷三二二の二、字小いろ谷三二二の一〇（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び倉吉市役所に備え置いて従覧に供する。）

鳥取県告示第四百三十三号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行令（昭和二十八年政令第二百五十四号）第七条第二項ただし書の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）第十八条の規定により告示する。

昭和五十三年五月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	区	域	更新に係る存続期間及び面積
智頭野鳥愛護林	智頭町大字智頭宿ノ内字宮山二二八四ノ一番地及び二二八五番地並びに字瀬戸田二二五番地から二二九番地まで及び二三〇―二番地の区域	昭和三十二年四月一日から昭和三十八年三月三十一日まで 一ヘクタール	
若桜野鳥愛護林	八頭郡若桜町若桜地内若桜町役場前庭忠魂碑を起点とし、同点から南西方に尾根づたいに通称鬼城山山頂に達し、同山頂から北西方に尾根道を通って若桜説教所裏に達し、同所から南東方に山すそと平地の境に沿って起点に至る線に囲まれた一円の区域	昭和三十二年四月一日から昭和三十八年三月三十一日まで 一〇ヘクタール	

鳥取県告示第四百三十四号

松くい虫防除特別措置法(昭和五十二年法律第十八号)第五条第一項の規定に基づき、松くい虫の特別防除を行うので、同法同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年五月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 区域

鳥取森林計画区の福部村一林班のうちA及びCの各小班、同村二林班のうちAからFまでの各小班、同村三林班のうちC及びEの各小班、同村四林班のうちA及びBの各小班、同村三八林班のうちD、G及びHの

各小班、同村三九林班のうちD及びEの各小班並びに同村四〇林班のうちD及びEの各小班的区域内に存する松林の区域

鳥取森林計画区の鳥取市二林班のうちAからDまで及びFからHまでの各小班、同市三林班のうちGからKまでの各小班並びに同市二〇八林班のうちA小班的区域内に存する松林の区域

二期間

昭和五十三年六月一日から同年七月五日まで

鳥取県告示第四百三十五号

森林病害虫等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第五条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項第四号に掲げる命令をするので、同法第五条第二項において準用する同法第三条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年五月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 区域及び期間

1 区域

米子森林計画区の淀江町二〇林班のうちAからDまでの各小班、同町二一林班のうちAからDまで及びFからJまでの各小班並びに同町二二林班のうちAからFまでの各小班並びに淀江町大字西原字大転場一、四五五の四から一、四五五の八まで、一、四五五の二七、一、四五五の二八、一、四五五の三四、一、四五五の五三、一、四五五の五五、一、四五五の五八、一、四五五の六一から一、四五五の六五まで、

一、四五五の六七、一、四五五の六八、一、四五五の七〇、一、四五五の七一、一、四五五の七五、一、四五五の七七及び一、四五五の八三から一、四五五の八五まで、字新林一、三八四の二並びに字鍛冶屋林一、四〇三の一及び一、四〇三の二の区域内に存する松林の区域

鳥取森林計画区の岩美町一一林班のうちKの小班、同町八三林班のうちE及びFの各小班並びに同町一〇二林班のうちGの小班の区域内に存する松林の区域

鳥取森林計画区の福部村三八林班のうちCからEまで及びIの各小班並びに同村三九林班のうちC及びDの各小班の区域内に存する松林の区域

鳥取森林計画区の鳥取市二林班のうちD及びHの各小班、同市二〇七林班のうちE及びFの各小班並びに同市二〇八林班のうちA、D及びFの各小班の区域内に存する松林の区域

鳥取森林計画区の気高町一八林班のうちCの小班の区域内に存する松林の区域

倉吉森林計画区の泊村二林班のうちF及びGの各小班、同村五林班のうちBの小班、同村一一林班のうちAからEまでの各小班並びに同村一三林班のうちA及びBの各小班の区域内に存する松林の区域

2 期間

昭和五十三年六月一日から同年七月五日まで

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

一の1に掲げる区域内において松くい虫の被害を受け、又は受けるお

それがある樹木を所有し、又は管理する者は、淀江町の区域にあつては当該樹木に航空機を利用して行う薬剤による防除を、岩美町、福部村、鳥取市、気高町及び泊村の区域にあつては当該樹木に地上からの薬剤による防除を実施すること。

四 その他必要な事項

- 1 三に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- 2 三に掲げる措置を行った者で損失補償を受けようとするものは、別に定める申請書を、速やかに、三に掲げる樹木の所在する地域を管轄する地方農林振興局の長に提出すること。

鳥取県告示第四百三十六号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項第一号に掲げる命令をするので、同法第五条第二項において準用する同法第三条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年五月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 区域及び期間

1 区域

用瀬町及び郡家町

2 期間

昭和五十三年五月八日から同年同月三十一日まで

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布し、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

四 その他必要な事項

1 三に掲げる措置について、薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。

2 三に掲げる措置を行った者で損失補償を受けようとするものは、別に定める申請書を、速やかに、三に掲げる樹木の所在する地域を管轄する地方農林振興局長に提出すること。

鳥取県告示第四百三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。  
昭和五十三年五月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

倉吉市

二 都市計画事業の種類及び名称

倉吉都市計画公園事業 第三・三・一号 上灘中央公園

三 事業施行期間

昭和五十年九月十九日から昭和五十四年三月三十一日まで

四 事業地

変更なし

鳥取県告示第四百三十八号

鳥取県屋外広告物条例施行規則（昭和三十七年十月鳥取県規則第五十号）別表第一個別的基準の項第一号イ及びロに規定する家屋連担区域を次のとおり指定する。  
昭和五十三年五月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一次の表の上欄に掲げる都市計画区域のうちそれぞれ同表の下欄に掲げる地域内の家屋連担区域

都市計画区域	地 域
鳥取都市計画区域	都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二章の規定により定められた同法第八条第一項第一号の用途地域（以下この表において「用途地域」という。）並びに鳥取市正蓮寺、桜谷、杉崎、津ノ井、桂木、海蔵寺及び伏野の地域
倉吉都市計画区域	用途地域並びに倉吉市清谷、和田、不入岡、生田、中河原、蔵内、小鴨、上古川、石塚及び福山並びに関金町大字大鳥居、大字安歩及び大字関金宿の地域
米子境港都市計画区域	用途地域並びに米子市二本木、蚊屋、熊党、浦津、上新印、下新印、一部、宗像、日原、兼久、奥谷、石井、奈喜良、両三柳、安倍、河崎、夜見町、彦名町、富益町、大崎、和田町、

二 次の上欄に掲げる道路及び鉄道から展望できる地域のうちそれぞれ同表の下欄に掲げる地域内の家屋連担区域

大篠津町及び霞津並びに境港市佐斐神町、小篠津町、新屋町、高松町、竹内町、福定町、三軒屋及び渡町の地域

路線名	地 域
一般国道九号	岩美町大字岩井、大字宇治、大字恩志及び大字新井、福部村大字細川、大字海士及び大字湯山、気高町大字宝木、大字下坂本、大字浜村及び大字八束水、青谷町大字青谷、羽合町大字橋津、大字久留、大字光吉及び大字田後、泊村大字小浜、大字石脇、大字泊、大字園及び大字原、北条町大字江北、大字園坂、大字田井、大字弓原、大字北尾、大字下神及び大字松神、大栄町大字西園、大字由良宿、大字妻波及び大字大谷、東伯町大字逢東、大字徳万、大字丸尾、大字笠見及び大字八橋、赤碓町大字別所及び大字赤碓、淀江町大字今津、大字淀江及び大字西原、大山町園信及び末吉、名和町東坪、西坪、御来屋及び富長並びに中山町田中、御崎、赤坂、下甲、塩津、岡、上市、下市及び松河原の地域
一般国道二十号	郡家町大字下坂、大字奥谷、大字宮谷、大字郡家、大字西御門、大字市谷、大字殿、大字花及び大字大門、八束町大字富枝、大字南及び大字北山並びに若桜町大字大野、大

一般国道五十号	字中原、大字浅井及び大字若桜の地域
一般国道百七十八号	河原町大字袋河原、大字長瀬、大字河原、大字谷一木及び大字渡一木、用瀬町大字用瀬並びに智頭町大字智頭の地域
一般国道百七十九号	岩美町大字浦富、大字岩本及び大字大谷の地域
一般国道百八十一号	羽合町大字田後及び三朝町大字若宮の地域
一般国道百八十三号	西伯町大字福成、大字法勝寺及び大字落合並びに日野町根雨、高尾及び上簗の地域
一般国道三百七十三号	岸本町大殿、吉長及び岸本、日野町根雨及び高尾、江府町大字佐川、大字小江尾、大字江尾及び大字武庫並びに溝口町長山及び溝口の地域
倉吉線	日南町生山、三栄、矢戸、萩原、湯河及び多里の地域
県道倉吉青谷線	智頭町大字智頭の地域
県道米子大山線	三朝町大字片柴、大字砂原、大字三朝及び大字山田の地域
新見線	泊村大字原並びに東郷町大字松崎、大字中興寺、大字旭、大字龍島及び大字長和田の地域
新見線	米子市尾高の地域
新見線	日南町中石見及び上石見の地域



県道三朝東郷線	三朝町大字片柴の地域
県道赤碓大山線	赤碓町大字赤碓及び大字羽田井の地域
県道江府中和用瀬線	佐治村大字加瀬木及び江府町大字江尾の地域
県道郡家鹿野	気高町大字浜村及び大字勝見並びに鹿野町大字今市及び大字鹿野の地域
県道大山口停車場線	大山町末吉、末長及び唐王の地域
県道大山口停車場線	大山町国信、末長、所子、唐王、坊領及び佐摩の地域
県道金屋谷米子線	岸本町丸山及び溝口町金屋谷の地域
県道東郷湖線	羽合町大字光吉、大字上浅津及び大字下浅津の地域
県道上浅津田後線	羽合町大字上浅津及び大字田後の地域
県道長和田羽合線	羽合町大字田後及び東郷町大字長和田の地域
県道東郷羽合線	羽合町大字光吉及び東郷町大字松崎の地域
県道末長淀江線	淀江町大字今津並びに大山町唐王及び末長の地域
県道大山溝口線	溝口町長山、溝口及び金屋谷の地域
県道三朝温泉木地山線	三朝町大字三朝の地域

(一) 鉄道

線 路 名	地 域
日本国有鉄道 伯備線	岸本町吉長、押口及び岸本、日南町生山、中石見及び上石見、日野町根雨、黒坂及び上管、江府町大字佐川、大字小江尾、大字江尾及び大字武庫並びに溝口町長山及び溝口の地域
日本国有鉄道 山陰本線	岩美町大字岩美、大字新井、大字岩本及び大字大谷、福部村大字細川及び大字栗谷、気高町大字宝木、大字浜村及び大字勝見、青谷町大字青谷、泊村大字小浜、大字石脇、大字泊及び大字園、東郷町大字中興寺及び大字松崎、北条町大字北尾及び大字弓原、大栄町大字由良宿、東伯町大字徳万、大字丸尾、大字保、大字笠見及び大字八橋、赤碓町大字赤碓、淀江町大字今津、大字淀江及び大字西原、大山町上野、所子、国信、末長及び唐王、名和町西坪、御来屋及び富長並びに中山町田中、赤坂、塩津、住吉、上市、下市及び松河原の地域
日本国有鉄道 因美線	那家町大字奥谷、大字宮谷及び大字那家、用瀬町大字用瀬並びに智頭町大字智頭の地域
日本国有鉄道 若桜線	那家町大字那家、船岡町大字船岡、八東町大字北山及び大字南並びに若桜町大字若桜の地域

# 教育委員会告示

## 鳥取県教育委員会告示第六号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十三年五月二日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

一 日時 昭和五十三年五月九日 午前十一時十五分

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県教育委員会 委員会室

三 議題

(1) 市町村教育委員会教育長の承認について

(2) その他

# 公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第113条の3第3項の規定により、危険物取扱者試験を次のとおり実施する。

昭和53年5月2日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 1 試験の日時及び場所

(1) 日時

乙種危険物取扱者試験 昭和53年7月4日 午前10時から

丙種危険物取扱者試験 昭和53年7月4日 午後1時から

(2) 試験の場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁

倉吉市鞆城279 鳥取県中部総合事務所

米子市鞆町1の160 鳥取県西部総合事務所

米子市富士見町一丁目103の1 鳥取県西部広域行政管理組合消防本部

### 2 試験の種類

(1) 乙種危険物取扱者試験（第4類の危険物に係る試験に限る。）

(2) 丙種危険物取扱者試験

### 3 受験資格

乙種危険物取扱者試験を受けることができる者は、6箇月以上危険物取扱いの実務経験を有する者に限る。

### 4 受験手続

(1) 受験願書受付期間

昭和53年5月22日から同年6月3日まで（郵送による場合は、6月3日までの消印のあるものは、有効とする。）

(2) 提出書類

ア 受験願書

イ 乙種危険物取扱者試験を受験する者は、3の受験資格を有することを証明する書類

ウ 写真

1 枚（受験願書提出前6箇月以内に撮影した正面からの無帽、かつ、無背景の上三分身像の縦4センチメートル、横3センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）  
エ その他

危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第55条第6項の規定により試験科目の一部を免除される者にあつては、受験願書提出の際乙種危険物取扱者免状の写しを添付するとともに、その免状を試験当日提出すること。

5 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料

ア 乙種危険物取扱者試験 2,000円

イ 丙種危険物取扱者試験 1,600円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の手数料欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

6 受験願書等の提出先

鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部消防防災課